

第百六十四号議案

東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都個人情報の保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第八章」を「、第八章、第三十条第四項及び第三十条の二」に改め、同条第六項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第九項」に改める。

第三条第三項中「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」を「法」に改め、「第八章」の下に「、第三十条第四項及び第三十条の二」を加える。

第十六条第一号中「若しくは第二項に規定する機関」の下に「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関であるデジタル庁」を加える。

第三十条第四項第一号中「第五十二条第一項」を「第五十二条各号（第二号を除く。）」に改める。

第三十条の二中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章」を「法第五章第四節」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に規定する日から施行する。ただし、第十六条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）等の施行による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の廃止等に伴い、規定を整備する必要がある。